

ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業実施要領

制定 令和 3 年 12 月 23 日 3 新食第 1248 号
農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知

第 1 趣旨

本事業の実施については、ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業補助金交付等要綱（令和 3 年 12 月 23 日付け 3 新食第 1247 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第 2 目的

ポストコロナ下での我が国経済の再生と社会情勢や需要の変化を見据え、卸売市場や食品卸団体等が取り組む生鮮食料品等の安定供給機能を確保するサプライチェーンの改善・強化等を支援する。

第 3 事業実施主体等

1 事業実施主体の要件

要綱別表の事業実施主体欄の大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）が別に定める団体は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- （1）本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力を有する団体であって、生鮮食料品等の流通及び業務の電子化等に関する専門的知識を有し、第 4 の 2 の事業を実施する者の事業実施計画の審査を行える体制を構築することができるものであること。
- （2）本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるもの。）を備えていること。
- （3）本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- （4）日本国内に所在し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- （5）民間事業者、農業協同組合連合会、農業協同組合、事業協同組合連合会、事業協同組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は複数の民間団体により組織する団体（民法（明治 29 年法律第 89 号）上の組合に該当する団体で、当該団体を構成する全ての団体（以下「構成団体」という。）が本事業を実施すること等について同意していること、当該団体を代表する団体を定めていること、構成団体が定款、事業計画等を有しており、本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であるものをい

う。)のいずれかであること。

- (6) 法人等(個人、法人及び団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

2 事業実施者の要件

- (1) 第4の2の事業を実施する者は、中央卸売市場若しくは地方卸売市場(以下「卸売市場」という。)の関係事業者で構成する団体、食品卸団体、又は卸売市場の関係事業者若しくは食品卸売事業者により構成する協議会(以下「事業実施者」という。)とする。
- (2) 事業実施者は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。
- ア 代表者の定めがあること。定めのない団体にあつては、これに準ずるものがあること。
- イ 規約、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるものがあること。
- ウ 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)第5条第1項に基づく食品等流通合理化計画の認定を受けている又は認定を受ける見込みがあること(事業実施者が構成員となる団体が認定を受けている場合を含む)。

第4 事業の内容

本事業の内容は、次のとおりとする。

1 ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化体制の構築

事業実施主体は、生鮮食料品等の安定供給機能を確保するサプライチェーンの改善・強化等のため、次に掲げる事業を全て行うものとする。

(1) 公募及び公募選考会の開催等

2の事業の周知、2の事業を実施する事業実施者の公募及び選考

(2) 事業の進捗管理等

2の事業を実施する事業実施者の取組の進捗管理、指導・助言

(3) 先進・優良事例の発信

2の事業のうち先進・優良な事例等を全国の関係者に紹介

2 ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化

事業実施主体は、事業実施者が生鮮食料品等の安定供給機能を確保するサプライチェーンの改善・強化のために行う次に掲げる事業(専ら卸売をする業務に係るものに限る。)について係る経費の一部を補助するものとする。

(1) 非接触型等運営事業

- 経理業務、取引業務、保管・輸送業務、品質管理業務における非接触型業務運営、非接触型業務運営を前提とした経営管理、従業員や顧客の感染予防の取組
- ア インボイス発行のシステム化、データ交換等の推進等
 - イ 受発注のシステム化、キャッシュレス化の推進等
 - ウ 共同配送・自動検品システム、自動搬送機の導入等
 - エ HACCP に対応した記録管理の自動化等の推進、品質管理に関する各種認定制度取得等
 - オ 経営相談、コンサルタント等による業務改善提案等の実施
 - カ サーモカメラ、アクリル板等の設置等

(2) アフターコロナ需要獲得事業

アフターコロナを見据えた需要を維持・拡大するための取組

なお、専ら卸売に係る業務と一体で行う消費者向け販売の業務を妨げない。

- ア 新商品・サービスの開発
- イ 食品加工機器、冷蔵庫、冷凍車・冷蔵車などの車両等の導入
- ウ コンベアローラー、小分け器、ラベル貼付機等の導入
- エ EC サイト等の導入・開設、食材宅配・ミールキットの開発、配送システム等の開発
- オ 販売促進活動の実施
- カ 経営相談、コンサルタント等による業務改善提案等の実施

第5 補助対象経費等

1 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、別表に掲げるとおりとする。また、事業実施主体にあっては第4の1の内容の一部を、事業実施者にあっては第4の2の内容の全部又は一部を、それぞれ他の者に委託して行わせることができる。ただし、事業実施主体においては委託して行わせる範囲は事業費の2分の1を超えてはならない。また次の事項を事業実施計画に記載すること。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

2 留意事項

- (1) 補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分することができるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。なお、その整理に当たっては、別表の費目ごとに整理するとともに、特別会計等の区分整理を行うものとする。
- (2) 国の他の助成事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組については、本事業の補助の対象外とする。

第6 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和4年3月31日までとする。

第7 事業の成果目標

- 1 事業実施主体は、要綱第4の1の交付申請書において、本事業の成果目標を定めるものとする。
- 2 本事業の成果目標の目標年度は、事業実施年度の3年後とする。

第8 事業の実施

- 1 ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業実施規程の作成
事業実施主体は、第4の2の事業の実施に当たり、あらかじめ、当該事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めたポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業実施規程（以下「事業実施規程」という。）を作成し、別記様式第1号により総括審議官に提出し、その承認を受けるものとする。事業実施規程を変更する場合も同様とする。
- 2 事業の公募
 - (1) 事業実施主体は、第4の2の事業の実施に当たり、事業実施者を公募により採択するものとする。
公募選考は、事業実施者が第3の2の要件に合致するか、事業実施者から提出された事業実施計画が適切であるか等について審査を行うものとする。
なお、事業実施主体は、事業実施者を公募するごとに審査を行うものとする。
 - (2) 事業実施主体は、採択された事業実施者の事業実施計画を取りまとめ、別記様式第2号により、総括審議官に報告するものとする。

第9 開発された商品・技術の帰属

本事業により発生した特許権等については、次の1から4までの条件の遵守を約する確認書を、公募による選定後に事業実施主体を通じ、国に提出することを条件に、事業実施者に帰属させることとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国に許諾することとする。

- 1 成果が得られた場合には、遅滞なく国に報告すること。
- 2 国が、公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合には、当該特許権等を無償で利用する権利を、国又は国が指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合であって、特に必要があるとして国が要請するときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

- 4 当該特許権等を第三者に譲渡又は許諾する場合には、事前に国と協議して承諾を得ること。

第10 その他

- 1 事業実施主体は本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、要綱第19の規定に基づき、別記様式第3号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、報告に係る年度の翌年度の6月末までに総括審議官に報告するものとする。ただし、総括審議官は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 総括審議官は、1の報告に基づき事業実施主体が相当の収益を得たと認めた場合には、会計年度の収益額に、事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た率を乗じた金額について、事業実施主体に納付を命じることができるものとする。
- 3 納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、総括審議官は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

附 則

この要領は、令和3年12月23日から施行する。

別表

補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場借料にかかる経費	
	会場設営費	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合における設営にかかる経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な通信、郵便及び運送にかかる経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	本事業を実施するために直接必要な事務機器、試験機器等の借り上げにかかる経費	
	印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷にかかる経費	
	広告・宣伝費	本事業を実施するために直接必要なポスター・チラシ等の作成・配布、広告掲載等にかかる経費	
	情報発信費	本事業を実施するために直接必要な情報発信（事業の案内や事例発信等）にかかる経費	・コンテンツの作成、システム管理等のWEBによる情報発信の経費を含む。
	資料購入費	本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献にかかる経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	本事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料にかかる経費	・ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化のうちアフターコロナ需要獲得事業に限る。
	システム等開発費	本事業を実施するために直接必要なシステム等の開発にかかる経費	・ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化（非接触型等運営事業及びアフターコロナ需要獲得事業。以下同じ。）に限る。

		・コンテンツの作成、システム管理等の WEB による情報発信の経費を含む。
機器等購入費	本事業を実施するために直接必要な機器等の購入及びリースにかかる経費 ・集荷、保管、輸送、運搬、加工、販売に係るものに限る。 ・機械、機材、器具等を含む。	・ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化に限る。 ・取得単価が 50 万円以上の機器等については、原則 3 社以上から見積をとること（該当する機器等を 1 社しか扱っていない場合を除く。）。 ・耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合には、使用・管理に関する契約を締結すること。
E C サイト開設等に要する経費	本事業を実施するために直接必要な E C サイト等を活用した販売促進活動にかかる経費 ・共用サーバーの登録を含む。	・ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化に限る。
各種認証等の取得に要する経費	本事業を実施するために直接必要な各種認証等の取得にかかる経費	・ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化に限る。
販売促進活動費	本事業を実施するために直接必要な販売促進活動にかかる経費	・ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化のうちアフターコロナ需要獲得事業に限る。
相談等に要する経費	本事業を実施するために直接必要なコンサルタント等への相談等にかかる経費	・ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化に限る。 ・相談等の内容やアドバイスの内容を記した相談等シートを作成すること。

	消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の物品にかかる経費 ・ 短期間（本事業の実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額の物品 ・ CD-ROM 等の少額（3 万円未満）の記録媒体 ・ 試験等に用いる少額（3 万円未満）の器具等	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	本事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	本事業を実施するために直接必要な資料の収集、各種調査、打合せ、事例発信等の実施にかかる経費	
人件費		本事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当とする。	・ 「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。 ・ 人件費の単価の設定根拠となる資料を提出すること。
謝金		本事業を実施するために直接必要な資料の整理、補助、専門的知識の提供、調査資料の収集等に当たり、協力を得た人に対する謝礼にかかる経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。 ・ 調査員に対する謝金は、実施する調査の種類ごとに実施方法（目的、期間、範囲、対象、調査員数等）を

			記載した資料を添付すること。 ・相談等の内容やアドバイスの内容を記した相談等シートを作成すること。 （本事業に係る公募要領に基づき提出済みの添付資料から変更がないときは、事業実施計画書の備考欄に「添付資料〇〇は〇月〇日に提出済みのため省略。」と記載することにより、提出を省略可。この場合、事業の評価終了までの間、当該資料を備え付けておくこと。）
賃金		本事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた単価（日給又は時間給）の経費	・単価については、事業実施主体の賃金支給規則等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づくものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 （本事業に係る公募要領に基づき提出済みの添付資料から変更がないときは、事業実施計画書の備考欄に「添付資料〇〇は〇月〇日に提出済みのため省略。」と記載することにより、提出を省略可。この場合、事業の評価終了までの間、当該資料を備え付けておくこと。） ・雇用通知書等により本事業により雇用し又は従事したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。

			・実働に応じた対価以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金、各種手当）は認めない。
委託費		本事業に係る補助金の交付の目的である事業の一部分の他の者（応募団体が民間企業の場合にあっては、自社を含む。）への委託にかかる経費	・事業の委託は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り行えるものとする。 ・補助金の額の 50% 未満とすること。 ・本事業の根幹をなす業務の全ての委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合には、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		本事業を実施するために直接必要で、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析、調査、試験、設計、加工及び運搬等にかかる経費	・民間企業内部で社内発注を行う場合には、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
備品費		本事業を実施するために直接必要な試験・調査備品にかかる経費 ただし、借上げを行うことが困難な場合に限る。	・ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化体制の構築に限る。 ・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上の場合とし、該当する設備・備品を 1 社しか扱っていない場合を除く）やカタログ等を添付すること（本事業に係る公募要領に基づき提出済みの添付資料から変更がないときは、事業実施計画書の備考

			欄に「添付資料〇〇は〇月〇日に提出済みのため省略。」と記載することにより、提出を省略可。この場合、事業の評価終了までの間、当該資料を備え付けておくこと。）。 ・耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合には、使用・管理に関する契約を締結すること。
雑役務費	手数料	本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込にかかる経費	
	印紙代	本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する収入印紙（印紙税）にかかる経費	

上記の経費であっても、次に掲げる場合には、補助対象経費とは認めないものとする。

1. 本事業の補助を受けて作成した試作品及び販売促進資材を有償で配布した場合
2. 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタル等をした場合

別記様式第1号

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業実施規程の（変更）
承認申請について

ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業実施要領（令和3年12月23日付け3新食第1248号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第8の1の規定に基づき、ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業実施規程の承認を申請する。

（注）関係書類として、ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業実施規程を添付すること

別記様式第2号

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業実施計画の報告
について

ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業実施要領（令和3年12月23日付け3新食第1248号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第8の2の（2）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注） 関係書類として、事業実施計画を添付すること。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業収益状況報告書

令和○年○月○日付け○第○○号をもって補助金の交付決定の通知があったポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業に関する令和○年度の収益の状況について、ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業実施要領（令和3年12月23日付け3新食第1248号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第10の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注）
- 1 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 2 添付資料が報告者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別添)

1 事業の内容

2 補助事業の実施により得られた収益の累計額

円

3 上に要する費用の総額

円

4 補助金の確定額 ○年○月○日付け○第○号により確定

円

5 前年度までの収益納付額

円

6 本年度収益納付額

円

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。